

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成26年12月17日（平成26年（行個）諮問第119号）

答申日：平成28年7月19日（平成28年度（行個）答申第71号）

事件名：本人が受給した雇用保険失業給付に係る不正受給調査に関する記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書16に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、宮城労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年8月27日付け宮労発安0827第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

開示文書の内、表題「〇〇からの通報」で始まる文書については、ほぼ黒塗り状態での開示となっておりますが、これは法14条7号を拡大解釈した上で、必要以上に黒塗りしている可能性があり、審査請求を求めるものである。

この黒塗り文書については、「〇〇からの通報」と云う表題からも、私に対する雇用保険失業給付に関する不正受給が疑われる旨の通報である事が理解出来る。

この文書に記載されている内容については、通報者は一般的な外部通報では無く、実際は宮城労働局職業安定部需給調整事業室の職員からの通報であると認識している。

ちなみに、この黒塗り文書には、需給調整事業室の職員が私の不正受給を疑う情報を得るに至った経緯も記載されていると思われ、内容から判断して一般的な外部通報では無く、公務として貴局内での情報

伝達行為であると私は想定する。

この黒塗り文書では、宮城労働局職業安定部需給調整事業室の職員が、匿名を装っての外部通報として処理する事を職員自らが申し出ている事が記載されていると思われるが、公務であるにも関わらず、なぜそのような通報者としての情報を秘匿して伝達をするのか私には理解出来ない。

一般の外部通報者保護の観点から黒塗りするのであれば、開示内容についてある程度の理解を示す事が可能であるが、公務として担当部署へ情報伝達している事からも、必要以上に黒塗りした上で開示されているのでは無いかと疑問を感じる所である。

私からの開示請求に基づき、宮城労働局内において、開示の是非について検討、そして具体的な開示部分について書類決裁を行う際、黒塗り前の文書と開示予定となる黒塗り部分との比較が行われているはずであるが、その際、黒塗り前の文書において、情報元となる職業安定部需給調整事業室においても私の個人情報を保有していることが容易に把握・想定出来たにも関わらず、需給調整事業室で保有する私の個人情報については今回開示されていない。

これについては、宮城労働局としての組織的な情報の隠ぺいが疑われる所である。

需給調整事業室から公務として通報（職業安定課へ情報提供）していると想定される事から、私が請求した「不正受給調査に関する部分」と云う文言には、通報した側の職業安定部需給調整事業室において保有する情報も開示対象に含まれると判断される。

こうした事からも、職業安定部需給調整事業室で保有する、不正受給に関する私の個人情報の開示も求める。

なお、平成26年9月19日に私が宮城労働局へ問い合わせた際、ハローワーク（職業安定課）と職業安定部（需給調整事業室）とでは担当部署が違っている事を理由に、職業安定部需給調整事業室の保有する私に関する個人情報の開示については、別途開示請求を行う事が必要である旨の教示があった。

当初、個人情報の開示請求を行った際には、「平成25年から26年にかけて私が受給した失業保険に係る貴局保有の支給調査関係での全情報（不正受給調査に関する部分）」としており、ここに記載している「貴局」とは「宮城労働局」を指し、開示請求は「宮城労働局長」宛てに行っている。

従って、今回受給調整事業室が保有する個人情報が開示されていない事も、開示情報の不足という不備があると思われる。

仮に需給調整事業室において、不正受給に関する調査権限が無い事を

理由に、一般の外部通報を装う事としたのであれば、これは業務上知り得た情報の漏えいが行われたのでは無いかと疑ってしまう。

ひいては、国家公務員の守秘義務にも抵触するのではないか。

更には、この事実を隠ぺいし整合性を持たせるために口裏を合わせて下さいと云う要望を行ったとも解釈出来る。

この個人情報の漏えい（不正使用）が行われたのでは無いかと想定される件についても、今後何らかの回答を求めて行きたいと思っている。

こうした、上記の内容を総合的に判断の上、今回の処分について今一度開示内容を精査して頂きますよう宜しくお願いする。

(2) 意見書

諮問庁である厚生労働大臣が提出した理由説明書において、一部新たに開示される事になったが、私が求めている部分の開示には至っていないと判断される。

ちなみに今回追加で開示となった部分ですが、私の不正受給調査の際に照会を行った特定会社の代表者であるA氏の名前が開示されただけである。

あくまで私が求めるのは、「宮城労働局職業安定部需給調整事業室」で保有している個人情報の開示と訂正・削除を目的としており、その前段階として宮城労働局ハローワーク側で保有している個人情報の開示を求めているところである。

今回の追加開示を踏まえても、私が欲しいと思う情報の開示には至っておらず、改めて宮城労働局が保有する私の個人情報について開示を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人（以下、第3においては「請求人」という。）である開示請求者が平成26年7月29日付けで行った本件対象保有個人情報の開示請求に対し、宮城労働局長が行った原処分を不服として、同年9月23日付け（同月24日受付）をもって提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、法14条7号柱書きに該当するとして原処分において不開示とした部分のうち、下記3（4）については新たに開示することとするが、その余の部分については不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 雇用保険の失業等給付基本手当の不正受給にかかる措置

雇用保険は被保険者が失業した場合等に失業等給付を支給してその

生活の安定を図るものであるが、就職の事実を秘匿して失業しているものとして基本手当を詐取すること等は、制度の目的と趣旨を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないことから、各公共職業安定所において、不正受給の未然防止及び摘発措置を講じているところである。

このため、不正受給の疑いのある者に関する調査は、原則として、その者に対して基本手当の支給を行っている公共職業安定所（以下「安定所」という。）が行うものである。調査活動は、不正の実態が複雑かつ多様化していることを踏まえ、画一的に行うのではなく、関係職員との連携のもと常に工夫と技能向上を図っており、こうした取組みにより不正受給の摘発に努めることとしている。

なお、偽りその他不正の行為によって失業等給付の支給を受け、又は受けようとした者に対して、公共職業安定所長は、制度の適正な運用を確保するために、支給停止の他、支給した失業等給付の一部又は全部の返還を命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

(2) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、請求人の雇用保険失業等給付の基本手当不正受給の疑いに関する調査確認事項について記載されている文書及び添付資料であり、別表に掲げる文書番号1ないし16の文書（以下「対象文書」という。）である。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、原処分において特定した対象文書の他に新たに関係書類（5頁及び6頁）についても対象保有個人情報として特定すべきと判断されたことから当該文書を対象文書に加えるものとする。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号

対象文書5の①の不開示を維持する部分には、請求人以外の特定の個人に関する情報が記載されており、請求人以外の特定の個人を識別することができるため、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ

対象文書1、3及び5の①の不開示を維持する部分には、特定事業所の事業活動内容や内部管理に関する情報等が記載されており、これらの情報が開示されることになれば、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イに

該当することから、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き

対象文書1ないし5の不開示を維持する部分には、特定安定所に提供された請求人の雇用保険失業等給付の基本手当不正受給の疑いに関する情報、当該情報について特定安定所が特定事業所に対して調査確認を行った情報及び特定安定所が行った不正受給調査事務に関する情報が記載されている。不正受給の疑いに関する情報は、不正受給の発見、調査及び摘発において重要な情報であり、仮にこれらの情報が開示されることとなれば、不正受給の発見及び調査が阻害され、不正受給者の把握及び摘発が困難となり、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし、雇用保険の基本手当の不適切な支給につながるおそれがあることから、当該情報については、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

別表に掲げる対象文書3の新たに開示する部分については、法14条各号で定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(5) 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として審査請求書の中で、「法14条7号を拡大解釈した上で、必要以上に黒塗りしている可能性があり、審査請求を求めるもの」等と主張している。

しかしながら、上記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(4)で開示することとした部分については新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年12月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成27年1月13日 審議
- ④ 同年2月4日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 平成28年6月23日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成25年から26年にかけて私が受給した雇用保険失業給付に係る不正受給調査に関する記録」に係る保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書16に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報(文書5に記録された保有個人情報を除く。)の一部について、法14条7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において特定した対象文書の他に、新たに別表に掲げる文書5についても対象文書に加え、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1(発議書)の不開示部分について

当該部分のうち7枠目1行目1文字目ないし11文字目及び9枠目23文字目ないし35文字目については、原処分で既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び安定所が行う雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、安定所が行う調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書2(調査関係書類①)及び文書4(調査関係書類③)の不開示部分について

ア 当該部分は、安定所の調査に係る検討内容及び処理経過である。

イ 当該部分(下記ウの部分を除く。)は、安定所が行う調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、雇用保

険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書2の項番及び項目名は、これを開示しても雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(3) 別表に掲げる文書3(調査関係書類②)の不開示部分について

ア 1行目1文字目ないし14文字目は標題である。

当該部分のうち、8文字目ないし14文字目については、上記(1)前段と同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、審査請求人が知り得る情報とは認められず、上記(1)後段と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 29行目29文字目ないし30行目は、安定所職員が審査請求人以外の第三者から聴取した内容に係る記載であり、これを開示すると事業所関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書5(調査関係書類④)の不開示部分について

ア 5頁は、安定所に提供された雇用保険失業等給付の基本手当不正受給の疑いに関する情報であり、安定所が行う調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 6頁は、安定所に提供された雇用保険失業等給付の基本手当不正受給の疑いに関する情報であり、安定所が行う調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が

同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の5欄に掲げる部分は，同条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同号柱書きに該当すると認められるので，同条2号及び3号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書		2 新たに開示する部分	3 不開示を維持する部分	4 根拠条文	5 開示すべき部分
文書番号	文書名 頁				
1	発議書 1	なし	7 枠目 1 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目, 9 枠目 1 行目 1 文字目ないし 3 5 文字目, 1 2 枠目 3 行目ないし 5 行目及び 1 0 行目ないし 2 2 行目 4 5 文字目	法 1 4 条 3 号イ, 7 号柱書き	7 枠目 1 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目及び 9 枠目 2 3 文字目ないし 3 5 文字目
2	調査関係書類 ① 2	なし	全部不開示 (1 行目 6 文字目ないし 1 0 文字目及び 1 1 行目 1 1 文字目ないし 1 4 文字目を除く。)	法 1 4 条 7 号柱書き	項番及び項目名
3	調査関係書類 ② 3	5 行目 2 1 文字目ないし 2 5 文字目, 6 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 8 行目 1 文字目ないし 4 文字目	1 行目 1 文字目ないし 1 4 文字目及び 2 9 行目 2 9 文字目ないし 3 0 行目	法 1 4 条 3 号イ, 7 号柱書き	1 行目 8 文字目ないし 1 4 文字目

4	調査関係書類 ③	4	なし	1行目1文字目ないし7文字目及び21行目ないし24行目	法14条7号柱書き	なし
5	調査関係書類 ④	5	諮問に当たり新たに特定	①全部不開示	法14条2号, 3号イ, 7号柱書き	なし
		6	諮問に当たり新たに特定	②全部不開示	法14条7号柱書き	なし
6	離職票 - 1	7	—	—	—	—
7	離職票 - 2	8	—	—	—	—
8	失業給付の受給資格にかかる申告書	9 ~ 1 0	—	—	—	—
9	被保険者番号照会	1 1	—	—	—	—
10	被保険者台帳全記録照会	1 2	—	—	—	—
11	支給台帳全記録照会	1 3 ~ 1 4	—	—	—	—
12	支給台帳備忘コード	1 5	—	—	—	—

	入力処理完了メッセージ					
1 3	変更票 (支給台帳基本項目備忘処理)	1 6	—	—	—	—
	雇用保険受給資格者証	1 7 ～ 1 8	—	—	—	—
1 4	失業認定申告書	1 9 ～ 2 2 , 2 6	—	—	—	—
1 5	公共職業訓練等受講届・通所届	2 3 ～ 2 4	—	—	—	—
1 6	公共職業訓練等受講証明書	2 5	—	—	—	—

※ 「頁」は、本件対象文書全体の通しの頁を示す。